

地域ケア会議の実施状況

地域包括ケアシステム推進のため、会議の設置が位置づけられている。

(H24通知⇒介護保険法で位置づけを検討中)

- ・21市町のうち設置がない市町が4市町ある。
- ・設置している17市町中、定期的を実施する市町は7市町のみ。

H26年度、ケア会議実施を推進するため、包括支援センターに対する研修や会議の運営をサポートする広域支援員の派遣事業を予定している。

●地域ケア会議実施状況

	市町名	定期的を実施	H25.9調べ			H26.3.10現在		
			包括支援センター数 直営	委託	不定期実施	実施なし	専門職派遣 計画	専門職派遣 実績
1	長崎市	年2(各包括毎)		19				
2	佐世保市	年4(各包括毎)		9			6	5
3	島原市	月1		1			4	4
4	諫早市		1	4	○		25	7
5	大村市		1		○			
6	平戸市		1		○		10	1
7	松浦市	年5	1				2	2
8	対馬市		1		○			
9	壱岐市		1			○		
10	五島市		1		○			
11	西海市		1		○		2	1
12	雲仙市	月1		1			5	5
13	南島原市	月1		1			10	12
14	長与町		1		○			
15	時津町		1		○		1	
16	東彼杵町		1			○		
17	川棚町		1		○		3	3
18	波佐見町		1			○		
19	小値賀町		1			○		
20	佐々町	月2	1				18	31
21	新上五島町		1		○		8	
	計	7市町	16	35	10市町	4市町	94	71

H25 専門職派遣実績

管理栄養士	11
作業療法士	12
司法書士	1
社会福祉士	4
認知症介護指導者研修修了者	9
認知症専門医	2
弁護士	19
理学療法士	13
計	71

◆地域ケア会議機能強化事業 (1,964 千円)

○事業概要

地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の介護等の課題解決や政策形成を図る「地域ケア会議」の実効性を高めるため、市町地域包括支援センターへの広域支援員の派遣や、センター職員を対象とした研修等を実施する。

①地域ケア会議機能強化研修事業（新規：県単）

【26年度】

目的：センター管理者等の地域ケア会議への理解を深め、運営を推進する。

対象：センター長又は準じる職員及び市町包括担当職員（直営の場合）

内容：（前期）

①地域包括ケア推進のためにセンターが果たす役割、②地域ケア会議の意義と運営方法等を理解すること及び地域ケア会議の実践を目的とするグループワークを中心とした研修を実施。

（後期）

前期研修の振り返りと、地域ケア会議の先進事例紹介や、県内取り組み事例の発表・意見交換を実施。

【参考：27年度予定】

目的：地域ケア会議の実践を重点とした研修を行い、スキルアップを図る。

対象：地域ケア会議に中心的に関わる職員（センター長を除く）及び市町包括担当職員（直営の場合）

②広域支援員派遣事業（新規）

目的：地域ケア会議の運営支援や研修の実施

対象：地域ケア会議を実施していない市町や定期的に実施がなされていない市町を中心として、要望に応じて広域支援員を派遣し、「地域ケア会議」の運営方法の支援や研修を実施する。

備考：広域支援員は、H22～24 に実施した「地域包括ケア推進指導者養成研修（中央研修）」修了者などを想定

③専門職派遣事業（継続）

市町単独では確保が困難な理学療法士や作業療法士、弁護士などの専門職を地域ケア会議に派遣する。

◆地域ケア会議機能強化事業スキーム



